三重県内全市町では、平成 26 年度から、法定要件に該当する事業主 のみなさんに個人住民税の特別徴収の実施を徹底していきます。

税務課市民税係

**2** 23 1134

別徴収を実施していただきま 給与所得者に代わって市に 法令により、事業主が給与か 人することになっています。 )特別徴収(引き去り)して、 パート・アルバイトを含む べての従業員を対象に、特 給与所得者の個人住民税は

期支給など、一部対象外とな ※非課税従業員、給与の不定 る場合があります。 従業員のみなさん、 個人住民

## 税が給与から引き去られてい らすか?

県民税特別徴収税額の決定通 されていますか。 民税が特別徴収 また、 毎年5月末までに事業主か 「給与所得等に係る市民税 が配布されていますか。 毎月の給与から個人 (引き去り

> 合算の れる給与より特別徴収 給されているかたは、 去り)されます。 ずれかの事業所から支給さ Ļ 税額計算を行い 所得を (引き

税を特別徴収していますか?

事業主のみなさん、

個人住民

#### 市町

税額の計算



給与支払報告書の提出



特別徴収税額の通知 (5月31日まで)

特別徴収は納期が年12回の

納期が年4回の普通徴

給与所得者

とができるなどの利点があり 向いて納税する手間を省くこ

※複数の事業所より給与をす

みます。

また、金融機関へ出

回当たりの負担が少なくて済

(個人納付)に比べて、1

給与支払いの際、 税額を徴収 6月から翌年の5月まで 毎月の給与支給日

れます。

特別徴収の方法による納税のしくみ

事業所

特別徴収税額の通知 (5月中旬)

(1月31日まで)

税額の納入 (翌月10日まで)



から年額1, める財源を確保するため、 林を支える社会づくり」 林づくり」と へ県民税の均等割が平成26 三重 重県内で 000円加 「県民全体で 「災害に強 を 算 61 年 個 進 森

「みえ森と緑の県民税

### の特例 個人市・ 県民税均等割税

られます。 均等割の標準税率が引き上げ 要な財源を確保するため、 や県で実施する防災事業に必 成26年度~35年度までの10年 東日本大震災を踏まえ、 臨時的に個人市・県民税 <u>\\ \\ \</u>

県民税均等割標準税率 年額500円引き上げ

年額500円引き上げ 市民税均等割標準税率

先は次のとおりです。 ※制度についての問い **5**059-224-2513) 税の使いみちについて |重県税務・債権管理課 税のしくみについて |重県みどり共生推進課 合わ せ

# の

平成 25 年度まで			平成 26 年度から						
	標準税率		従来の 標準税率		標準税率引き上げ分 (東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき地方公共団体が実施する防災施策の財源)		みえ森と緑の県民税		合 計
県民税	1,000円	, k	1,000円	+	500円	+	1,000円	=	2,500円
市民税	3,000円		3,000円	+	500円	+		=	3,500円
수 닭	4 000 円		4.000円	+	1 000 円	+	1 000 円	=	6 000 円

# 県民税の均等割額の改正

市

•